

〈鍵概念：社会的処方〉

プロローグ：社会的処方をめぐる行政の動きと諸課題

諏訪茂樹*

*東京女子医科大学

Prologue: Political Trends and Various Problems of Social Prescribing

Shigeki Suwa*

* Tokyo Women's Medical University

キーワード	
社会的処方	social prescribing
行政の動き	political trends
諸課題	various problems

2020年12月5日、本学会主催の第2回オンライントーク「孤立防止と健康支援 ―社会的処方をめぐって―」が実施された。当日は医師、社会福祉士、ケアマネージャー（介護支援専門員）、心理職、薬剤師、看護師、保健師、編集者、教員、学生など、多様な職種の会員及び非会員37名がオンライン上で集まり、社会的処方について熱心に議論を交わした。

今回のオンライントーク企画の背景には、2020年度に入ってから社会的処方をめぐり、日本の国会及び政府が急速に動き出したことがある。まず、6月1日には自由民主党の「明るい社会保障改革推進議員連盟」が「社会とのつながりを処方する社会的処方の推進」という報告書をまとめ、その約1か月後の7月17日には「社会的処方のモデル事業実施を推進」とした「骨太方針」が閣議決定された。さらに10月22日には社会保障審議会介護給付費分科会において、「医師・歯科医師が居宅療養管理指導を通してケアマネに情報提供する事項に社会的処方を加えることを検討」することとなった。

オンライントーク開催後も2021年1月18日には、同分科会において「医師・歯科医師が居宅療養管理指導を行う際には、必要に応じて、居宅要介護者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、また、関連す

る情報については、介護支援専門員等に提供するよう努めることを明示する」方針が示された。そして、3月15日に告示された令和3年度介護報酬改定では、医師・歯科医師が情報提供すべき4つの事項のうちの一つ「(d) 利用者の日常生活上の留意事項」に、「社会生活面の課題と地域社会において必要な支援等」という一文が加えられた。

このように、社会的処方は診療報酬の対象ではなく、介護報酬の対象となった。しかも、「社会的処方」という言葉は使われず、「社会生活面の課題と地域社会において必要な支援等」という表現となった。しかし、今後、介護分野での実績を重ねたのちに、要介護者だけではなく、様々な患者の社会生活面への医師等による処方へと、拡大していく可能性がある。

社会的処方の導入は、患者を身体的存在としてだけでなく、社会的存在としてもとらえて治療する全人医療の実現へとつながる。ただし、そのためには、解決しなければならない課題が幾つかあると言える。まず、生活の場において患者の日常生活をよく知る家庭医は、日本ではまだ十分に養成されていない。そうすると、患者の実生活にそぐわない社会的処方が医師によってなされる可能性もあり、また、それをケアマネージャーやソーシャルワーカーが指摘・是正する疑義紹介制度も整っていない。また、

社会的処方が行われているイギリスはボランティア発祥の地でもあるが、そのような社会的資源を整備・充実も日本の今後の課題である。

以上のような背景及び問題意識のもとに第2回オンライントークは実施されたが、その際のスピーカー3氏に今回の「鍵概念：社会的処方」の原稿も執筆してもらった。まず、保健師であり、保健医療政策にも詳しい酒井幸子氏には、社会的処方の政策的な狙いを整理してもらい、そのうえで特に高齢者の人間関係がその健康に及ぼす影響について述べてもらった。次に、精神保健福祉士でもある社会学者の徐淑子氏には、そもそもイギリスではじまった社会的処方とは何かを示してもらい、社会的処方で行われるグループワークの特徴について解説してもらった。最後に主任ケアマネージャーでもあり、地域包括ケアの現場で介護事業所を経営する工藤美奈子氏には、日本において社会的処方が導入された場合の可能性と限界を、利用者の生活を支える地域包括ケアの視点から、一事例を通して考察してもらった。

患者・利用者の健康を社会生活面から実現するために、効果的な支援のあり方を考える一助として、今回の論考が役立てば光栄である。